

新たな外国人材の受入れに関する 在留資格「特定技能」の創設について



平成30年10月12日
法務省入国管理局

【資料(目次)】

- ① 新たな外国人材の受入れに関する制度の概要 1
- ② 政府基本方針 2
- ③ 受入れ機関・登録支援機関の役割等 4

新たな外国人材の受入れに関する制度の概要

背景

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が生じているため、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある
- 真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設する

在留資格「特定技能」の創設

1. 受入れ対象分野

- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2. 受入れ対象者

- 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

3. 外国人への支援

- 「特定技能1号」の外国人に対し、受入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、外国人との間で所要の基準に適合した契約を締結するとともに、当該契約の適正な履行等が確保されるための所要の基準を満たさなければならない

5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

新制度の導入効果

- 受入れ機関等が特定技能1号外国人に各種支援等を行うことで、当該外国人が、我が国での活動を安定的・円滑に行うことが可能となる
- 深刻な人手不足に対応し、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持することに資する 等

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」（平成30年6月15日閣議決定）

- 受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる

1. 新たな外国人材受入れの趣旨・目的

- 深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる

2. 外国人材の受入れ分野

- 生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続のために外国人材が必要と認められる分野

3. 「特定技能1号」の技能水準・日本語能力水準

- 技能水準は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、業所管省庁が定める試験等によって確認する
- 日本語能力水準は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認する
- 技能実習2号を修了した者は、上記試験等を免除

4. 国外における取組等

- 在外公館等を通じて、制度の周知・広報等、有為な人材確保のための取組を行う
- 関係行政機関が連携して、悪質な仲介業者等の介在の防止策を講じる

5. 外国人材の在留管理及び雇用管理

- 入国・在留審査において、適切な就労活動を行うための措置がとられていることを確認する
- 必要な情報を収集し、問題があれば関係行政機関と連携して、適切に対応する

6. 受入れ機関の責務

- 本制度がその趣旨・目的に沿って適正に運用され、外国人材の適正な在留活動を確保する責務がある
- 受入れ機関は、特定技能1号外国人材に対する支援が適切になされることを確保する責務がある

7. 外国人材への支援

- 特定技能1号外国人が安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を、受入れ機関又は出入国在留管理庁長官の登録を受けた登録支援機関が行う
- 生活ガイダンス、日本語の習得支援、相談・苦情対応、各種行政手続の情報提供等の支援を実施する

8. 「特定技能1号」の家族の帯同・在留期間の上限

- 家族の帯同は基本的に認めない
- 通算で5年を上限

9. 外国人材の活動内容

- 一定の専門性・技能を要する業務に従事する活動
- 許可された活動の範囲内で転職を認める

10. 雇用形態

- 原則として直接雇用（分野の特性に応じて派遣形態も可能）

11. 「特定技能2号」への移行

- 業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等で移行することが可能

12. 状況の変化に応じた対応等

- 分野における人手不足の状況について継続的に把握し、その状況の変化等に応じて、業所管省庁が必要な措置を講じる
- 必要に応じて、法務省と関係行政機関において、分野別運用方針の見直し又は受入れ停止・中止の措置を講じる

13. 分野別運用方針

- 基本方針を踏まえ、法務省と関係行政機関において、分野の特性を考慮した分野別運用方針を協議・決定する
- 同方針は、人手不足の状況、生産性の向上や国内人材確保のための取組等を記載

受入れ機関・登録支援機関の役割等①

1. 受入れ機関の基準

- (1) 外国人と締結する契約は、報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、所要の基準に適合することが必要
- (2) 適格性に関する基準
 - ・労働関係法令・社会保険関係法令の遵守
 - ・欠格事由に該当しないこと等
- (3) 支援体制に関する基準（特定技能1号外国人材の場合に限る）
 - ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

2. 登録支援機関の基準（特定技能1号外国人に限る）

- (1) 適格性に関する基準
 - ・欠格事由に該当しないこと等
- (2) 支援体制に関する基準
 - ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

3. 支援の内容（特定技能1号外国人に限る）

- 特定技能1号外国人に対しては、本邦での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う
- 受入れ機関又は登録を受けた登録支援機関が、特定技能1号外国人に対する支援を行う

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 入国前の生活ガイダンスの提供 | (5) 外国人からの相談・苦情への対応 |
| (2) 外国人の住宅の確保 | (6) 各種行政手続についての情報提供 |
| (3) 在留中の生活オリエンテーションの実施 | (7) 非自発的離職時の転職支援 |
| (4) 生活のための日本語習得の支援 | (8) その他 |

受入れ機関・登録支援機関の役割等②

4. 出入国在留管理庁と受入れ機関等との関係

- (1) 外国人，受入れ機関及び登録支援機関による各種届出
- (2) 受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言
- (3) 受入れ機関及び登録支援機関に対する報告徴収等
- (4) 受入れ機関に対する改善命令
- (5) 罰則規定

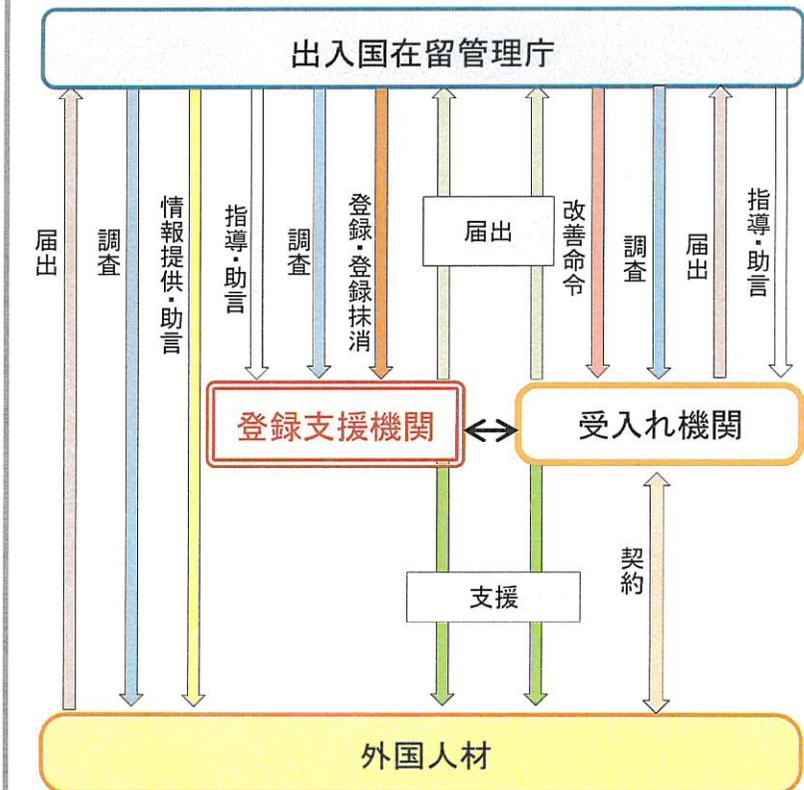
5. 悪質な紹介業者の介在防止方策

- 保証金等の徴収がないことを受入れの基準とする等の防止策を講じる

6. 転職

- (1) 入国・在留を認めた分野の中での転職を認める（転職の届出，手続が必要）
- (2) 非自発的離職時の転職支援

受入れ機関・登録支援機関のイメージ



参考資料

新たな外国人材の受入れ制度等について

1. これまでの経緯

- 平成30年2月20日の経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう、官房長官と法務大臣に対して指示があった
- 平成30年2月23日、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース第1回開催以後、タスクフォース幹事会を8回開催し、5月29日、タスクフォース第2回において方向性案取りまとめ
- 平成30年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)において新たな外国人材の受入れ制度について決定

2. 「骨太の方針」における新たな外国人材の受入れ制度

○ 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

①受入れ業種の考え方

- 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ

③外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

- 技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な水準を業所管省庁が定める試験等によって確認
- 日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、業種ごとに必要な水準を定める
- 技能実習3年を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除

⑤外国人材への支援と在留管理等

- 的確な在留管理・雇用管理の実施、受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける

②政府基本方針及び業種別受入れ方針

- 受入れに関する業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

④有為な外国人材の確保のための方策

- 悪質な紹介業者等の介在を防止する方策、受入れ制度の周知や広報等を実施

⑥家族の帯同及び在留期間の上限

- 在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない
- ただし、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認める

○ 外国人の受入れ環境の整備

- 我が国に滞在する外国人の一層の増加が見込まれる中、法務省が総合調整機能を持って関係機関等との連携を強化し、外国人の受入れ環境を整備し、外国人が円滑に共生できるような社会を実現

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(抄)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針(業種別受入れ方針)を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④ 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ **外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要**
検討の方向性について中間的に整理。今後、**年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。**

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

※「◎」は新規又は拡充を検討

- (1) **国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり**
- (2) **啓発活動等の実施**

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② **雇用の安定**
 - 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ **社会保険の加入促進等**
 - ◎ 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① **日本語教育の充実等**
 - ◎ 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - ◎ 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - ◎ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ◎ 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
- ② **行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備**
 - ◎ 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元的窓口の設置の検討
 - ◎ 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
 - ◎ 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

- ① **受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化**
 - ◎ 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
- ② **保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除**
- ③ **新たな外国人材の円滑な受入れの促進**
 - ◎ 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - ◎ 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
- ④ **在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報**

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① **地域における多文化共生の取組の促進・支援**
 - ◎ 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - ◎ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- ② **医療・保健・福祉サービスの提供**
 - 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における裾野拡大
- ③ **公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援**
- ④ **防災対策等の充実**
 - ◎ 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ⑤ **防犯・交通安全対策の充実**

(2) 海外における日本語教育の充実

- ◎ 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
- ◎ 日本語教育を効果的に進めるカリキュラムと教材の開発
- 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
- 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

(3) 子供の教育の充実

- ① **外国人児童生徒の教育の充実**
 - 日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、教員等の資質能力の向上
 - ◎ 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育
- ② **就学の促進**

新たな在留管理体制の構築

◎ きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- ◎ 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
- ◎ 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- ◎ 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- ◎ 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築

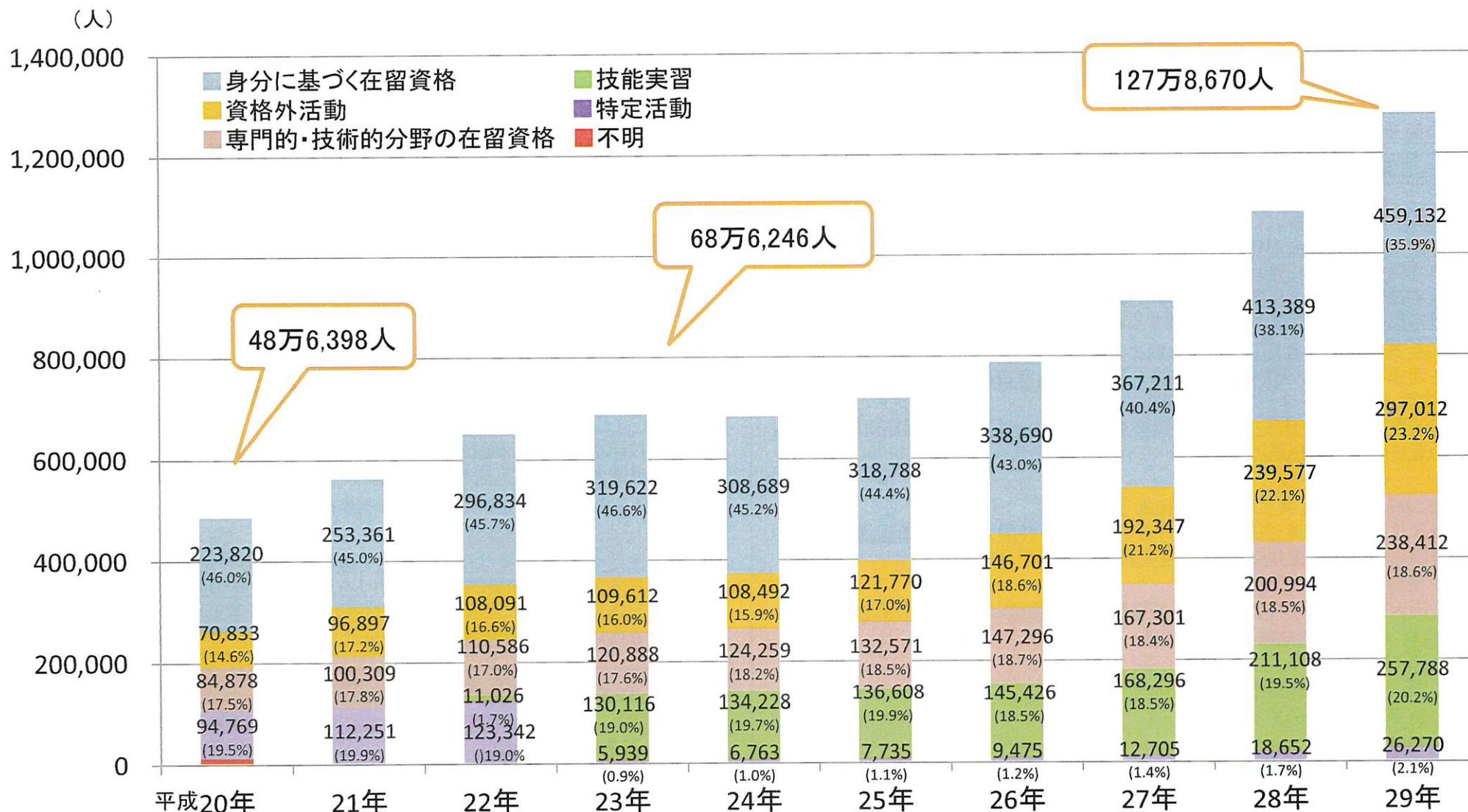
(3) 不法滞在者等への対策強化

- 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- ① **適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保**
 - 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

我が国における外国人労働者数の推移



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

我が国における外国人労働者の内訳

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約2.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使，公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家，画家，作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者，カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者，管理者等
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師，看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校，中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等，通訳，デザイナー，語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優，歌手，プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者，我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世，外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客，会議参加者等
留学	大学，専門学校，日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者，子

※ 資格外活動許可を受けた場合は，一定の範囲内で就労が認められる。

技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
	保温保冷工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
ボード仕上げ工事作業	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
	サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
	築炉

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転*	合ねん糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編ニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名	
家具製作	家具手加工作業	
印刷	オフセット印刷作業	
製本	製本作業	
	プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業	
インフレーション成形作業	インフレーション成形作業	
	ブロー成形作業	
	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業	
	金属塗装作業	
	鋼橋塗装作業	
噴霧塗装作業	噴霧塗装作業	
	溶接*	手溶接
半自動溶接	半自動溶接	
	工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	
	印刷箱製箱作業	
	貼箱製造作業	
	段ボール箱製造作業	
	陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
圧力鋳込み成形作業	圧力鋳込み成形作業	
	パッド印刷作業	
	自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	
介護*	介護	

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング*	航空機地上支援作業

(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

高度外国人材の受入れ

▶ 高度人材ポイント制の導入（平成24年5月施行）

⇒経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため「高度人材ポイント制」を導入

在留資格の創設による受入れ

▶ 介護に従事する外国人の受入れ（平成29年9月施行）

⇒介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設

その他の措置による受入れ

▶ 建設及び造船分野における外国人材の受入れ（平成27年4月施行）

⇒復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に対応するための建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に關与する枠組みでの受入れ（2020年度まで）

総合特区による外国人材の受入れ

- ▶ 総合特区における特定伝統料理海外普及事業外国人の受入れ（平成25年11月施行）
⇒地域活性化総合特区において、同特区内で考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理（京料理）の調理に係る業務に従事する活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

国家戦略特区による外国人材の受入れ

- ▶ 国家戦略特区における家事支援外国人の受入れ（平成27年9月施行）
⇒国家戦略特区において、家事支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府，法務省，厚労省，経産省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、家事支援外国人受入企業との契約に基づき家事支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置
- ▶ 国家戦略特区における農業支援外国人の受入れ（平成29年9月施行）
⇒国家戦略特区において、農業支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府，法務省，厚労省，農水省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、農業支援外国人受入企業との契約に基づき農業支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置
- ▶ 国家戦略特区におけるクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進（平成29年9月施行）
⇒国家戦略特区において、「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格に該当するクールジャパン・インバウンド分野の活動を行う外国人について、地域固有の視点から現行の上陸許可基準の代替措置の検討を行った上で、上陸許可基準を緩和して、その就労を促進